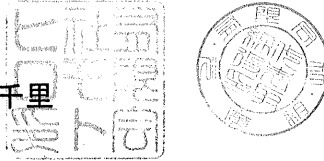


許可処第6号

一般廃棄物処分業許可証

住所 尾道市高須町4810-5

氏名 有限会社モトヒロ
代表取締役 元廣千里



尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条の更新許可を受けた者であることを証する。

平成23年4月1日

尾道市長 平谷 祐宏



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 尾道市内から発生した別記一般廃棄物に限る
- 2 処分(最終処分を除く)・最終処分の区別 処分
- 3 処分方法 破碎処理・焼却処理
- 4 許可の有効期間 平成23年4月1日から
平成25年3月31日まで

この許可について不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に尾道市長に異議申し立てをすることができます。

5 許可の条件

関係法令を遵守すること。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果を年1回報告すること。
種類別に月別の処理量を定期的に報告すること。

別記一般廃棄物

- 1.プラスチック類
 - 2.紙、木、繊維類
 - 3.ガラス、コンクリート、陶磁器、廃石膏ボード、がれき類
- 以下余白

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			